

# 住宅の整備を計画されている皆さまへ

本市では、平成 29 年 3 月 27 日に都市再生特別措置法に基づく「あわら市立地適正化計画」を策定、公表しました。

この計画は、本格的な少子高齢社会においても現在の住み良い環境が維持され、さらに利便性の高いまちへとシフトしていくことを目的としています。

この計画の公表に伴い、居住誘導区域外において以下に該当する開発・建築行為を行う場合には、都市再生特別措置法に基づく届出が必要となります。この届出手続きは、届出をいただくことで住宅開発等の動きを把握し、今後の取り組みに活用していくものです。ご理解とご協力をお願いします。

## 届出の対象となる行為

- ・居住誘導区域外で行う以下の行為

### 【開発行為】

3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為

1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の行為で、その規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの

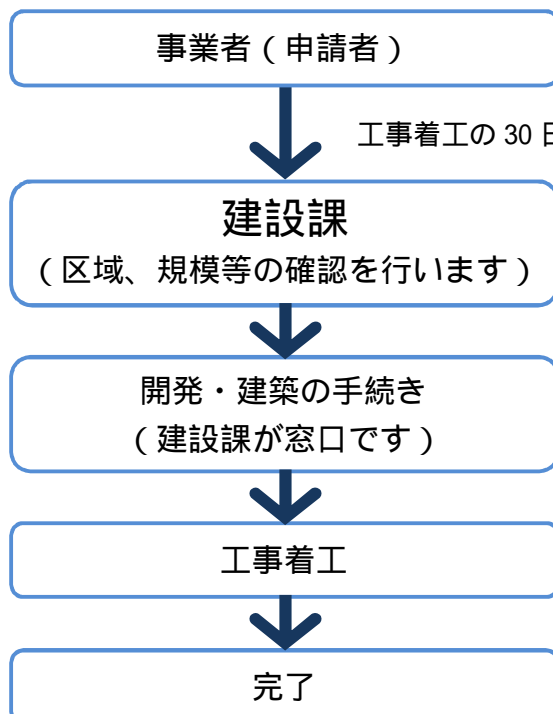
### 【建築等行為】

3 戸以上の住宅を新築しようとする場合

建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

- ・届出期限は工事着工の 30 日前まで

## 手続きの流れ



- ・その行為が居住誘導区域内への居住の誘導に何らかの支障が生じると判断した場合は、事業者と市とで調整を行います。
- ・不調となった場合は、勧告する場合があります。

### 【お問い合わせ先】

あわら市 土木部 建設課 建設・計画グループ

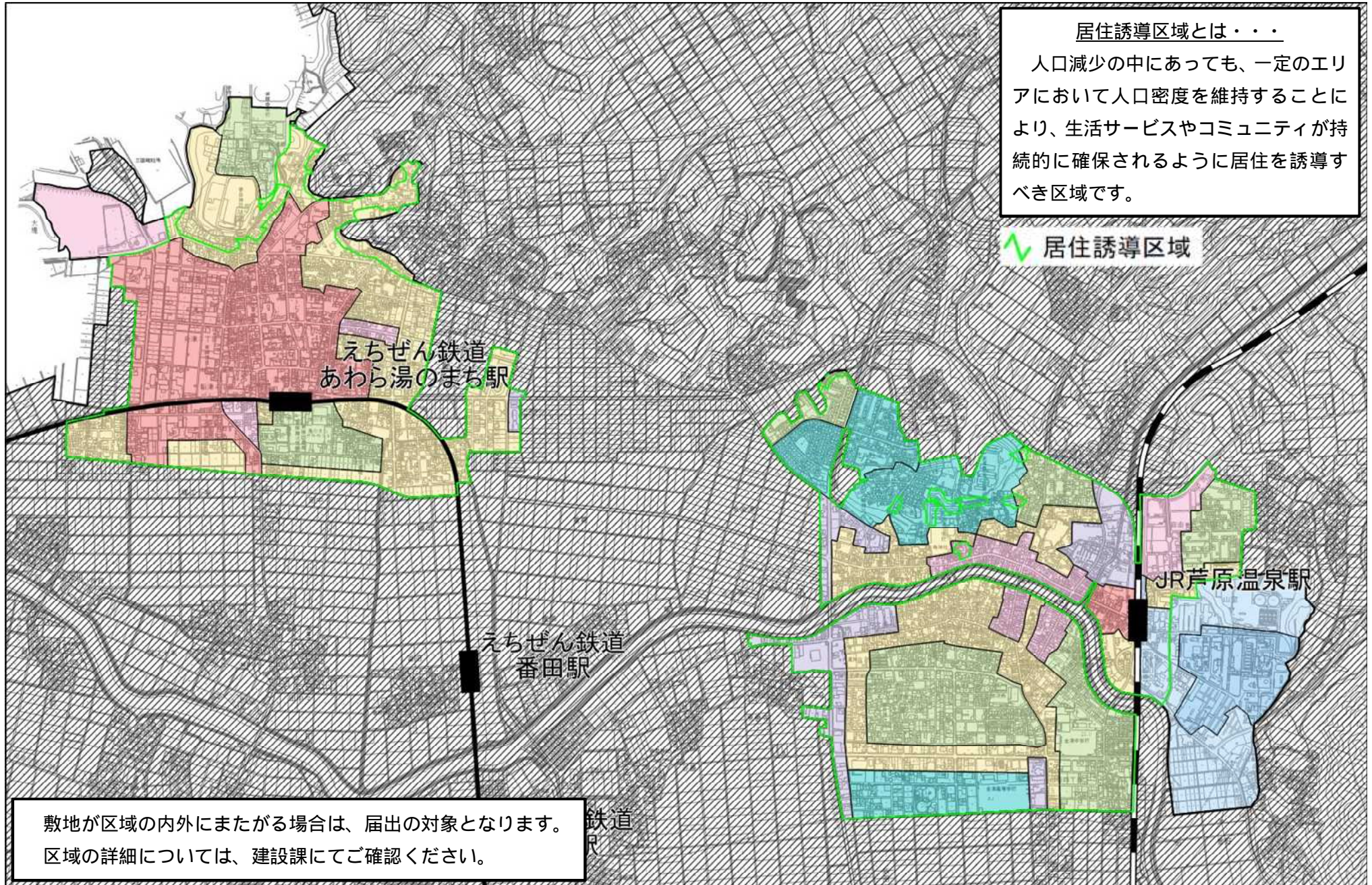
TEL:0776-73-8032



居住誘導区域とは・・・

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域です。

居住誘導区域



えちぜん鉄道  
あわら湯のまち駅

えちぜん鉄道  
番田駅

JR芦原温泉駅

敷地が区域の内外にまたがる場合は、届出の対象となります。  
区域の詳細については、建設課にてご確認ください。